

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月15日（平成28年（行情）諮問第309号）

答申日：平成29年6月5日（平成29年度（行情）答申第71号）

事件名：特定個人からの問題事案の情報提供について関連団体等に発出した通知等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定期間に、厚生労働省職業能力開発局能力開発課訓練企画室地域高度人材育成係（組織変更前の担当分を含む）が、特定個人からの職業訓練受講中における企業実習先の介護施設の問題事案の情報について、厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業に伝達（発出）した通知及び対応を記録した文書、または、三重県に関連する三重県職員の再雇用先で就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業、職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等に発出した通知及び対応を記録した文書。さらに、当該問題事案の情報に対する再発防止策を通知した文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成27年12月3日付け厚生労働省発能1203第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるといものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

これまでのいきさつ、個人情報の開示資料、国民の声経由による書類などから、開示請求に係る行政文書は、作成・取得しているものと思われる。

##### （2）意見書

私は、これまでの経緯と関連する資料・情報を簡潔ながら記載し、提出します。

これは、厚生労働省能1203第1号から、私と、当時の厚生労働省

能力開発局間に於いての、情報のやり取りを記載した記録が、現能力開発局様に対し、情報開示請求を行った結果、該当する記録を保有・所持していないとの結果から、不服申立てに至るものであります。また、その後、厚生労働省の組織変更により、昨年10月厚生労働省は、職業能力開発局訓練企画室と、能力開発局能力開発課に、分割されており、私は、情報・資料・意見書等の分割が、どこまで適正に行われているかは、立場上把握出来ない為、止むを得ず、同一内容で二組の情報開示請求を行いました。

私の意見を、まず要約として、ここに記載しますが、

- ア 不服申立ての根拠・再掲として、「国民の皆様の声相談窓口」から作成、若しくは「国民の皆様の声相談窓口」を経由したと思われる意見・資料等の存在が否定され、添付された諮問庁側からの意見書に於いてもやはり記載は無く、存在も明らかになっておらず、私の問い合わせに答えた内容では無い又、扱い及び処理の明記が無い。再度記載しますが、「国民の皆様の声相談窓口」は、電話若しくは電子メールなどから、意見を精査・作成をしている機関である事は、私は問合せで何度も確認しております。
- イ 諮問庁からの別の理由説明書からは、厚生労働省関連機関は、厚生労働省行政文書管理規則運用マニュアル等に基づいて、取得後1年未満で廃棄している事が、掲示し、説明されているが、この処理に対しての疑問は残る。

取得後1年未満で廃棄との処理との諮問庁からの説明は、国民からの意見とされる情報、この他類似し関連する組織からの情報又は、補足及び追加の情報又は情報開示請求等を追加更新すると、問題が未解決のままのものや、現在進行形の部分の情報も存在すると思われるが、事件及び事故の処理や再発防止策等が記載された文書にも対象が及び、適合させているのであろうか。対処策として簡潔な内容への変更や、保存場所の問題ならば、磁気を使用した記録媒体への変更という形も考えられ、最低限少なく一部でもあるが保有していると、考えるのが一般的であり、法9条2項に基づき対象行政文書を作成・取得しておらず、これを所有していない、との説明はこれまでの経緯から、一時的には保有していた事実も考慮すると、明らかに不適切であり、納得のいく説明ではない。そもそも、この理由説明書を作成するに当たり、一年以上経過した情報も必要となるのに、何故作成が出来たのか、これも疑問であります。

これ以外にも、推定ではあるが、厚生労働省及び関連機関は、「開示決定の期限の延長」の通知を行う場合が多く発生し、延長の理由として、「開示請求対象行政文書の特定及び開示・不開示の審査に

時間を要するため」と説明があるが、先程の法律を悪用し「取得後1年未満で廃棄」を目的とする為恣意的に延長と、説明していると、考えられる。結果、これは、日本国憲法第十一条及び十三条に違反し、第十七条に該当すると、思われ、総務省の情報公開制度に対しての冒涇であります。

私は、まず送付された理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）と諮問庁が厚生労働省となる、理由説明書を拝読しました。その結果、やはり幾つかの疑問点が、出てきました。順を追って、整理しながら、解説・説明させていただきます。（）内は、主に、意見書からの引用です。

理由説明書の、「2 諮問庁としての考え方」、「3 理由」という項目がありますが、跨った内容として、国民の皆様の声相談窓口の存在を否定された形で、説得力は低いです。引用しますと（法9条2項に基づき対象行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないため、全部不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては、棄却すべきと考える）と、あります。これでは、国民の皆様の声相談窓口の話とは、齟齬が合わない状態です。いつまで、厚生労働省は、この矛盾した状態を放置し続けるのか。これは、国民にとって非常に不幸な状況と言わざるを得ないです。繰り返しますが、以前から、受け承った情報・ご意見などは、精査を行った後、該当すると思われる関係組織に配達されると、何度問い合わせても、同じ事を言っているのです。結果として、厚生労働省の組織は、国民の皆様の声相談窓口からの意見・情報とここ以外から入手した情報とに区別し、扱い方を変えている、と言う事でしょうか。そして無視出来ないのは、後任の人物は、事例・前例が削除されたことによって、今後類似した問題及び事例が発生した場合、前回以上に迅速且つ安全に、処理・解決出来るのでしょうか。

次に、3の理由という項目に対し、意見を述べます。

まず、「（1）本件対象行政文書について」、これは、私の情報開示請求の主旨であり、「再就職のための職業訓練コース」が、事件若しくは事故に該当する事例が発生した際、厚労生働省並びに全国の労働局が、関係者に対して、被害者の安全性の確保、そして、再発防止策をどう設定し、実施したのか、を行政文書にて情報開示を求めたものであります。ほぼ主旨はあっています。

その次に、「（2）本件原処分と補正の妥当性について」、これは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の（行政文書の存在に関する情報）からで、第八条として、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長、は当該行政文書の存在を明らか

にしないで、当該開示請求を拒否することができるという法律を引用しているものと、判断出来ます。

この場合、この法律を適用する相応しさは、私には、理解出来ません。私は、当時能力開発局の人物と何度かの交渉から、問題解決のため関係各所に連絡し、協議を行った事実を、電話での回答で聞く事が出来ました。こういった良心的且つ人道的な配慮からの能力開発局の行動は、本来ならば、国税を納税している求職者・受講者の人命及び人生を守り、「厚生」という意味そのものを実行し、安全な軌道に移した事であり、もっと世間に公表し、賞賛すべき事なのであり、後生のお手本として、継承すべき事なのです。それを何故か、厚生労働省は、信用を失うような態度で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第八条を適合し、解決方法や再発防止策までもが、機械的なのか意図的のなか、分かりませんが、この法律から削除の対象となり、世間に公表しない事とするのは、これは常人の判断では無く、日本国民に対する行政サービスに於いての大きな損失であります。私は、全く理解は出来ません。結果、事件そのものを隠蔽という形となります。

私は、恐ろしいとしか思えないです。厚生労働省は過去に何度もこの隠蔽体質の結果、何度も事件を職員が起こしており、私に対する再三に亘る嫌がらせの電話も、この辺りが原因と思われれます。結果、継続で服用しているうつ病の薬が増えました。厚生労働省職員は、「厚生」という意味すら、知らないようです。私は、基本的にはこれまでの経緯から、非人道的で非厚生的であり、非合法組織の構成員より悪質な、厚生労働省及び厚生労働省職員、三重労働局及び三重労働局職員を信用する事は無く、最低でも私は家畜ではなく、憎悪と辛辣及び意趣遣恨の対象しかありません。

また私は、事件若しくは事故に該当する事象を、ただ隠蔽のみ行い、短期間の保存で情報・意見等を削除し、何ら解決策若しくは再発防止策を講じないのは、総務省が主体となる、情報開示制度の危機であり、納税者である国民に対しては、日本国憲法で保障された生存権の否定にではないでしょうか。事件若しくは事故の処理及び解決方法等に対し、私は、行政文書に於いて情報開示請求を行っているのですが、厚生労働省が主張する、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」より、寧ろ日本国の最大法規である日本国憲法を優先すべきです。こちらの方が国民の利益となり、事件若しくは事故に於いての被害者救済にもなります。

例えば、これは、日本国憲法の第十一条及び、第十三条に違反すると判断します。再就職のための職業訓練コースは、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利の一部を行使するものであり、事故に対して、安

全を求め、確認及び確保の為、再発防止策とは何か、一報告者として、関係者として、責任意識から情報開示請求を行うのは、人道的な見地及び配慮から、情報開示請求は当然の権利であると考えます。勿論全ての情報開示請求に適応出来るとは思えず、情報開示請求者がこれを濫用する事は、許されず、用途は、世間常識の一般範囲内での適応に限定もされると判断します。一方、その行政機関の苦情相談事務における個人情報の利用目的は、範囲としてどうなのか、これを確認し、配慮する必要があることは、容認出来ます。だが、現時点では、厚生労働省は、情報開示請求者を含めた国民に対し、結果、隠蔽という態度をとり続けることは、国民に対して、「恐怖若しくは危険な状況を与える」という明らかな不利益であり、損害でもありと、判断します。これは、日本国憲法第十七条に該当するのではないのでしょうか。

「3理由(2)本件原処分と補正の妥当性について」とあり、最後の文面の引用で、「また請求者が、異議申立書において、補正後の開示請求に係る行政文書に係る政行文書に、作成・保有していないとしたことに不服を申し立てていることを踏まえると、請求者は。結果的に本件開示請求の利益を既に享受していると考えられる。」との記述がありますが、情報開示請求者である私が、具体的にどのような手段で利益を享受していると考えられるのか。私は、情報開示請求で利益を求めようと思った事は一度もありません。これは作成者の単なる身勝手な願望か妄想であり、無礼であります。無署名で作成され、お会いした事も無いのにもかかわらず、このような文面を記載するのは、情報開示請求者である私に対する大いなる侮辱であり、到底許されるものではありません。私を激怒させることに繋がると、何故判断出来ないのでしょうか。厚生労働省に対して、情報開示請求を行う事は、時間的、金銭的、体力的にも多くを費やします。ここから利益と判断されるものを得た事は、これまでも含め、ありません。

最後の方に、「(3)本件対象行政文書の保有について」として、本件対象行政文書の保有についての記載があり、これらについて述べます。

「ア 外部から提供される諸情報に係る処理について」

文章の途中から、転載しますが、(制度違反などの個々の是正を求める情報は、当該事業所の所在する都道府県労働局(以下「所管労働局等」という。)に対して電話連絡により情報提供し指導を行うこととしている)との記述がありますが、このような事を行っている件については、初めて聞きました。これは、法律で決められた事なののでしょうか。この文面からは、分かりません。地元の三重労働局及び三重県側の雇用・就労関連の組織からも確かに紙面では、殆ど出てきません。では、何故何

時までも電話連絡のみに拘り、行政文書として後生に残さないのか。何時何処の誰がどの様な内容を具体的に、何処の人物に対して行ったか、結果・再発防止策等の記録はどうしているのか、組織同士での組織間の情報共有は図られるのか、類似した事象が発生した際、前回以上に迅速且つ速やかに対応・処理出来るのか、私は不安であります。参加している求職者や受講生の「顔」を想像した事も無いのでしょうか。表紙に記載の「応援します あなたの再就職」という文言がむなしく感じられます。

「イ本件問題事案の情報について」「ウ 結論」として、ここは引用します。理由説明書3(3)ウでは「上記ア、イのとおり、本省においては、本件問題事案の情報について、本省に情報提供が行われた時には、既に所管労働局等において措置が講じられていたことから、情報の回付措置も不要であったものであり、さらに過去、厚生労働省関連機関等から提供された本件問題事案に係る対応を記録した文書については、元々作成しておらず、過去取得したものについては既に廃棄されていることから、保有していないものである。」とありますが、上記「イ本件問題事案の情報について」は、ここの一部の内容から、(厚生労働省行政文書管理規則運用マニュアル等に基づき、取得1年後未満で廃棄しており)とあり、私が、提示及び提出した期間は、1年以上前のものであり、整合性がありません。この情報が現時点で残置して、紙面で記載されている事自体矛盾しており、公的文書上の信頼度及び信憑性は極めて低いと考えます。最早、これは、意見書ではありません。情報開示請求者を混乱させ、併せて欺くものと考えます。

諮問庁が厚生労働大臣とされる、理由説明書を拝読した感想から、意見を陳述しますが、結論として、私が不服申立ての理由とした、「国民の皆様の声相談窓口の存在」、ここからの意見・情報の存在、若しくはここを経由したと思われる意見・情報の存在を、この理由説明書にも、何も記載がありません。もう一つは、解釈としては意見が分かれるのかもしれませんが、厚生労働省の法律に基づき削除された情報・資料が、別の部分で何故か記載され、文面とした部分があります。これでは、私の不服申立ての問い合わせに、全うに回答したとは思えず、これでは問題を解決すべく前向きな議論が行われた訳でもありません。

情報公開・個人情報保護審査会の皆様は、まずこの国民の皆様の声相談窓口について、御存知ではないのでしょうか。厚生労働省から送付された理由説明書に対し、何とも思わないのでしょうか。私は、厚生労働省自体が、電話が繋がりにくい機関であり、結局転送電話で、交換所若しくは、ここの国民の皆様の声相談窓口に辿り着くのですが、ここで伺った話としては、受け承った情報・ご意見などは、精査を行った後、該当

すると思われる関係組織に配達される、とあります。結果として、情報公開・個人情報保護審査会は、諮問庁寄りの偏った対応のみしか出来ないのか、となると、情報公開制度に於いて明らかに不平等な存在です。

厚生労働省は、本来の立場は、国税を納税する日本国民に対して、国政レベルに於いてのサービスを提供する一省庁であります。組織の慢心や驕りの体質から、基本的人権を尊重出来ず、結果情報をあまり公に出さない隠蔽体質であり、国民の健康や雇用・就労問題に於いても過去も含め、情報収集に関する事を、積極的に行わず、蓄積も短期間で破棄している事から、職員の経験からの応用が出来ず、結果、人命より重い「隠蔽」若しくは「隠蔽の継続」という処理をもって、解決策としているのではないのか。情報保有期間は、法律から異様に短く、寧ろ情報の廃棄及び消去を積極的に行い、担当職員・局員の責任回避を優先としている結果、反社会的な職員・局員を増幅させ、間接的に国民には、「反厚生」な環境に置いております。昨今の厚生労働省に関連し、多発する不祥事・事件を鑑みると、誰がこの厚生労働省を信用し得るのか、まだ、このような体質を持ってこの社会を生き延びようとしているのか、総務省の善処を期待したい。このままでは、全国紙の社説及びあるホームページからの引用で、「助けて」の声が未来から聞こえてきそう、であります。

最後に、能力開発局様は、冒頭に記載しましたが、平成24年5月に発生した、Aと名乗る女性からのかなりの回数で、長時間に亘る電話の件は事実として、行政文書は、何故無いのでしょうか。これは、彼女単独で行われたのでしょうか、それとも異なるのでしょうか。これは行政文書以外なののでしょうか。どうすれば、情報開示請求で、出て来るのでしょうか。東京と三重の長距離です、日本国の借金を考慮すると、これを国民の税金を使ったのですから、電話代はいくらかかったのでしょうか。廃棄とは言えこの程度は、記録として残さないのでしょうか。情報取得という観点から考えても、取得後1年未満で、間違っただけで廃棄されたとしたら、思えないのですが、それは何時誰の判断で、誰が行ったのでしょうか。あれだけ長時間且つ長期間に亘る事なのに、何故Aという犯罪者を能力開発局は、今日まで私に対して、結果隠匿し続けるのでしょうか。能力開発局と犯罪組織との区別は何なのでしょうか。明らかに私に対する人権侵害であり、憲法違反ですが、このような意識は無いのでしょうか。Aを含め能力開発局は、実は常人では無い、と言う事なののでしょうか。表に出て来ないとなると、時間と税金の無駄遣いなののでしょうか。こう言った事を私は、今日に至るまで、再三申し上げている訳ですから、事例は現在も継続中でありまして、この件について誰も何時も触れずじまいなののでしょうか。厚生労働省全体に言えることは、都合の良

い時のみ法律を使い，都合が悪くなると，法律を使わないのは，何故でしょうか。やはり，この事件は，報道機関等に通報し相談した方が，解決に近づくのでしょうか。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は，平成27年10月27日付け（同日受付）で，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「特定期間に，厚生労働省職業能力開発局能力開発課から，厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業，三重県に関連する関連団体・組織・企業，職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等」に係る開示請求を行った。

当該請求内容では，開示を求める行政文書が不明であることから，情報公開窓口において記述の追加を求めたところ，「特定期間に，厚生労働省職業能力開発局能力開発課から，厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業に伝達（発出）した通知，三重県に関連する三重県職員の再雇用先で，就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業，職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等に発出した通知」に補正する旨の申出があった。

(2) 処分庁において，該当する行政文書を探索したところ，条件に合致する行政文書が膨大な量になることが判明したことから，異議申立人が真に開示を求める行政文書を特定するため，同年11月に異議申立人に電話連絡し開示を求める文書について聴取した上で補正を求めたところ，

「厚生労働省職業能力開発局能力開発課訓練企画室地域高度人材育成係（組織変更前の担当分含む）が，特定個人からの職業訓練受講中における問題事案の情報について，厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業に伝達（発出）した通知及び対応を記録した文書，または，三重県に関連する三重県職員の再雇用先で就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業，職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等に発出した通知及び対応を記録した文書。さらに，当該問題事案の情報に対する再発防止策を通知した文書。」に補正する旨の申出があった。

(3) 補正された開示請求に対して，処分庁は，請求対象行政文書は，作成・取得しておらず，これを保有していないとして，原処分を行ったところ，異議申立人はこれを不服として，平成28年1月20日付け（同日受付）で異議申立てを提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し，法9条2項に基づき対象行政文書を作成・取得しておらず，これを保有していないため，全部不開示とした原処分は妥当であり，本件異議申立ては棄却すべきと考える。

#### 3 理由



(1) 本件対象行政文書について

本件対象行政文書については、存在するとすれば、特定個人からの職業訓練受講中における問題事案の情報について、特定期間中に、厚生労働省職業能力開発局能力開発課訓練企画室地域高度人材育成係から、厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業または三重県に関連する三重県職員の再雇用先で、就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業、職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等（以下「厚生労働省関連機関等」という。）に発出した通知、対応を記録した文書及び当該情報に関する再発防止策を通知した文書である。

(2) 原処分と補正の妥当性について

本件開示請求に係る補正については、開示請求前より異議申立人から職業訓練受講中の問題事案に関して厚生労働省本省（以下「本省」という。）に数回電話連絡が行われたことなどの経緯があったことから、それらも踏まえ、処分庁が本件開示請求において開示を求める文書について異議申立人から聴取した上で行った補正依頼に異議申立人が対応したものであり、本件対象行政文書の特定のための補正としては妥当なものである。

しかし、これにより開示請求が対象行政文書の存否を明らかにするだけで特定個人が職業訓練受講中における問題事案の情報提供を行ったという事実の有無（以下、第3においては「本件存否情報」という。）が明らかになるものとなり、法8条の規定に基づき対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき事案に該当するものになってしまったものであるから、処分庁の行った補正依頼内容は、必ずしも適切とは言えないものと判断され得る。

ただし、原処分においては、本件対象行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないことを理由とした不開示決定を行っており、既に、対象行政文書が存在しないことを明らかにしているものである。

また異議申立人が、異議申立書において、補正後の開示請求に係る行政文書を作成・保有していないとしたことに不服を申し立てていることを踏まえると、異議申立人は、結果的に本件開示請求の利益を既に享受していると考えられる。

(3) 本件対象行政文書の保有について

本件は、上記(2)のとおり、個人を特定して行われていることから、本来対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであるが、原処分で既に対象行政文書の不存在を明らかにしており、また処分庁が行った補正依頼の内容が必ずしも適切ではなかったと判断され得ることから、原処分を取り消して法8条の規定を適用することは適

当ではなく，諮問においても，対象行政文書の存否を明らかにした上で説明する。

ア 外部から提供される諸情報に係る処理について

本省においては，日々，国民や法人，その他機関等外部から，厚生労働省の所掌事務に係る各種情報が数多く寄せられているものであるが，職業訓練に関する事業所に係る情報であって，制度違反などの個々の是正を求める情報は，当該事業所の所在する都道府県又は都道府県労働局（以下「所管労働局等」という。）に対して電話連絡により情報提供し指導を行うこととしている。

イ 本件問題事案の情報について

本件問題事案の情報については，平成24年度に異議申立人から情報提供されて以降，本省，所管労働局等及び公共職業安定所さらにはその他関係機関等に，繰り返し情報提供が行われているものであり，厚生労働省として行い得る所要の措置はすでに講じた事案である。

本省に対して本件問題事案の情報提供が行われた時点で，既に所管労働局等において所要の措置が講じられていたことについては，電話連絡等により把握していたことから，特段，本省から所管労働局等との情報共有等のために文書の作成を行う必要はないと判断したものである。また，過去に厚生労働省関係機関等から本省に対して報告された本件問題事案に係る対応を記録した文書については，厚生労働省行政文書管理規則運用マニュアル等に基づき，取得後1年未満で廃棄しており，開示請求時点で保存されていた文書を探索したところ本件問題事案の情報は既に廃棄済みであった。

ウ 結論

上記ア，イのとおり，本省においては，本件問題事案の情報について，本省に情報提供が行われた時には，既に所管労働局等において措置が講じられていたことから，情報の回付措置も不要であったものであり，さらに過去，厚生労働省関連機関等から提供された本件問題事案に係る対応を記録した文書については，開示請求時点で保存していたものはなかったため，本件対象行政文書については，元々作成しておらず，過去取得したものについては既に廃棄されていることから，保有していないものである。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は，異議申立書において，「これまでのいきさつ，個人情報の開示資料，国民の声経由による書類などから，開示請求に係る行政文書は作成，取得しているものと思われる。」と主張するが，本件対象

行政文書の保有については、上記（３）のとおりであり、異議申立人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、結論において原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月16日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成29年5月11日 審議
- ⑤ 同年6月1日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定期間に、厚生労働省職業能力開発局能力開発課訓練企画室地域高度人材育成係（組織変更前の担当分を含む）が、特定個人からの職業訓練受講中における企業実習先の介護施設の問題事案の情報について、厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業に伝達（発出）した通知及び対応を記録した文書、または、三重県に関連する三重県職員の再雇用先で就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業、職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等に発出した通知及び対応を記録した文書。さらに、特定個人からの情報に対する再発防止策を通知した文書」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は原処分を取り消すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、本件対象文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することが適当であったが、原処分において、本件対象文書が存在しないことを明らかにして不開示としているものであり、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、原処分を維持すべきとしていることから、以下、検討する。

##### 2 本件対象文書の存否応答拒否について

- (1) 本件開示請求は、特定個人の氏名を明らかにして、厚生労働省の特定の局課室係が、当該特定個人から提供された職業訓練受講中における問題事案の情報について、厚生労働省の関連団体等に伝達（発出）した通知等の文書の開示を求めるものである。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が職業

訓練受講中における問題事案とされる情報を，厚生労働省側に提供した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。

法5条1号は，個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては，同号ただし書に該当する情報を除き，不開示情報と規定している。

本件存否情報は，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また，こうした事実の有無は，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから，同号ただし書イに該当するとは認められず，かつ，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって，本件開示請求については，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，法5条1号の不開示情報を開示することになるため，本来であれば，法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

- (2) 本件開示請求については，上記(1)のとおり，本来，存否応答拒否すべきであったと認められるが，処分庁は，原処分において，本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており，このような場合においては，原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく，本件対象文書を不開示としたことは，結論において妥当といわざるを得ない。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

- (1) 本件開示請求については，上記第3の1(1)及び(2)のとおり，当初，開示を求める行政文書が具体的ではなかったとして，「請求する行政文書の名称」の補正が行われて，本件対象文書の名称になったものである。当該補正は，処分庁が異議申立人から開示を求める文書について聴取した上で，補正後の「請求する行政文書の名称」の記載内容を示して補正を求め，異議申立人が当該記載内容どおりに補正を行ったものであるが，当該記載内容では，既述のとおり，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，法5条1号の不開示情報を開示することになるものであった。

- (2) このような場合においては，特定個人の氏名を明らかにせずに，開示請求者の求める文書が特定できるように補正が行われることが望ましく，処分庁は，このような事案について，今後，開示請求の段階で，一層適

切に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、本件対象文書を保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子